平成２１年（フ）第３４０１号
福岡市南区皿山２丁目１番60―703号
債務者　齊藤　麻美
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４１１号
福岡県糸島市潤２丁目２番28号　201
債務者　永吉　隆司
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３１号
福岡市早良区四箇６丁目８番40号
債務者　御家久美恵
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４３３号
福岡市南区大楠２丁目７番28―101号
債務者　後藤　大祐
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４４１号
福岡県宗像市河東1075番地
債務者　川向久美子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３号
福岡県春日市大谷２丁目90番地
債務者　西川　幸廣
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５号
福岡県糟屋郡志免町別府４丁目18番７号
債務者　円城寺本石
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５号
福岡市城南区荒江団地34番305号
債務者　瀬尾　光江
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目24番11号ハイム片縄102号
債務者　岡崎　新治
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２号
鹿児島県鹿屋市串良町上小原3495番地７
債務者　永山　輝光
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
山形県新庄市新町８番45号　ニュースカイハイツ
債務者　山口　太平
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第４号
山形県最上郡鮭川村大字庭月2061番地
債務者　井上　文子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第４８８号
山梨県甲府市中小河原１丁目12番27号
債務者　山浦　光男
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１号
山梨県甲府市和田町728番地５サンライズ山の手１　202
債務者　森江　　歩
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
山梨県甲府市若松町６番18号
債務者　長田　耕治
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
長野市稲田３丁目７番８号
債務者　大塚あけみ
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７７３７号
大阪府高槻市野田１丁目９番３号
債務者　掛谷眞知子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５号
大阪府寝屋川市河北西町９番７号
債務者　笠井　勇司
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部